

# 鹿 児 島 県 公 報

令和 2 年 4 月 14 日 (火) 第 97 号



発 行 鹿 児 島 県  
〒890-8577 鹿児島市鴨池新町10番 1 号  
編 集 総 務 部 学 事 法 制 課  
定 例 発 行 日 ( 毎 週 火 , 金 )

## 目 次

(※については例規集掲載事項)

ページ

### 告 示

- 保安林の指定の解除予定 (森づくり推進課取扱い) 1
- 保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の掲示 (2 件) (森づくり推進課取扱い) 1
- 公共測量の終了 (2 件) (監理課取扱い) 2
- 道路の区域の決定 (道路維持課取扱い) 2
- 都市計画用途地域の変更に係る図書の写しの縦覧 (2 件) (都市計画課取扱い) 2
- 都市計画道路の変更に係る図書の写しの縦覧 (都市計画課取扱い) 3
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定 (北薩地域振興局取扱い) 3

### 公 告

- 鹿児島県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める公告 (雇用労政課取扱い) 3

### 公 安 委 員 会 告 示

- 遊技機の型式の検定の告示 (生活安全企画課取扱い) 8

## 告 示

### 鹿児島県告示第454号

森林法 (昭和26年法律第249号) 第26条の2 第2項の規定により、次のとおり保安林の指定を解除する予定である。

令和 2 年 4 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 解除予定保安林の所在場所  
いちき串木野市川上字下木場935番 3
- 2 保安林として指定された目的  
土砂の崩壊の防備
- 3 解除の理由  
道路用地とするため

### 鹿児島県告示第455号

令和 2 年 3 月 6 日鹿児島県告示第196号 (以下「告示第196号」という。) で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法 (昭和26年法律第249号) 第189条の規定により、その通知の内容を日置市役所に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 2 年 4 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

所在が不分明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
		指定施業要件の変更予定保安林の所在場所
松元格朗	日置市日吉町日置字松尾395番 2	告示第196号の変更後の

尾堂休太郎	日置市日吉町日置字辻ノ菌1040番 2	指定施業要件のとおり
菌田薫	日置市日吉町日置字板見堂9174番 5	
寺前清美	日置市日吉町吉利字白井月4475番 1	
原口善右エ門	日置市日吉町吉利字白井月4498番	

## 鹿児島県告示第456号

令和 2 年 3 月 13 日鹿児島県告示第238号（以下「告示第238号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を瀬戸内町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和 2 年 4 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

所在が不明な者の氏名	通 知 の 要 旨	
	指定施業要件の変更予定保安林の所在場所	変更後の指定施業要件
泉村祐喜	大島郡瀬戸内町大字嘉徳字市道379番	告示第238号の変更後の
川上純一郎	大島郡瀬戸内町大字篠川字能佐77番	指定施業要件のとおり
盛山博次	大島郡瀬戸内町大字秋徳字井口610番	

## 鹿児島県告示第457号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、九州電力株式会社テクニカルソリューション統括本部土木建築本部長から令和元年10月18日鹿児島県告示第437号で告示した公共測量の実施は、令和 2 年 3 月 25 日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 4 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第458号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第 2 項の規定により、奄美市長から令和元年11月19日鹿児島県告示第502号で告示した公共測量の実施は、令和 2 年 3 月 29 日終了した旨の通知があった。

令和 2 年 4 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

## 鹿児島県告示第459号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第 1 項の規定により、次のとおり道路の区域を決定した。

なお、区域を表示した図面は、令和 2 年 4 月 14 日から 2 週間、鹿児島県土木部道路維持課において一般の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

道路の種類	路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	敷地の延長 (メートル)
県道	百次木場茶屋線	薩摩川内市百次町字鶴崎3081番 7 地先から同市川永野町字小奈多平 6924番11地先まで	3.1～14.0	743.0

## 鹿児島県告示第460号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により日置市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第 2 項

において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類  
伊集院都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

#### 鹿児島県告示第461号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により日置市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類  
東市来都市計画用途地域
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

#### 鹿児島県告示第462号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により鹿屋市から都市計画の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により、次のとおり公衆の縦覧に供する。

令和 2 年 4 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

- 1 都市計画の種類及び名称
  - (1) 種類 鹿屋都市計画道路
  - (2) 名称 3・4・3号鹿屋南北線
- 2 関係図書の縦覧場所  
鹿児島県土木部都市計画課

#### 北薩地域振興局告示第5号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービス事業者として指定した。

令和 2 年 4 月 14 日

北薩地域振興局長 伊村秀己

事業所		申請者			指定年月日	障害福祉サービスの種類
名称	所在地	名称	主たる事務所の所在地	代表者の氏名		
生活介護事業所 アンチエ	薩摩川内市入来町副田字桂迫 6539番1	社会福祉法人聖嬰会	福岡県久留米市御井町字隈2184番地6, 2187番地	鈴木三和子	令和元年 9月1日	生活介護

## 公 告

鹿児島県労働委員会の使用者委員及び労働者委員の候補者の推薦を求める公告

第46期鹿児島県労働委員会委員の任期が令和2年6月30日をもって満了することに伴い、労働組合法（昭和24年法律第174号）第19条の12第3項の規定により、第47期鹿児島県労働委員会委員を任命するので、労働組合法施行令（昭和24年政令第231号）第21条第1項の規定によ

り、使用者団体及び労働組合に対して次により候補者の推薦を求める。

令和 2 年 4 月 14 日

鹿児島県知事 三反園訓

1 推薦資格を有する使用者団体及び労働組合

- (1) 使用者委員の候補者を推薦できる資格を有する使用者団体は、鹿児島県の区域内のみに組織を有しているものであること。
- (2) 労働者委員の候補者を推薦できる資格を有する労働組合は、鹿児島県の区域内のみに組織を有し、かつ、労働組合法第 2 条及び第 5 条第 2 項の規定に適合する旨の鹿児島県労働委員会の決定を受けているものであること。

2 被推薦者の資格

労働組合法第 19 条の 12 第 6 項において準用する同法第 19 条の 4 第 1 項に規定する欠格条項に該当しない者であること。

3 第 47 期鹿児島県労働委員会委員の任期

令和 2 年 7 月 1 日から令和 4 年 6 月 30 日までの 2 年間

4 推薦に基づき任命する委員の数

使用者委員 5 人

労働者委員 5 人

5 推薦手続

候補者を推薦しようとするときは、次の書類を鹿児島県商工労働水産部雇用労政課（鹿児島市鴨池新町 10 番 1 号 郵便番号 890-8577）に提出すること。

(1) 使用者委員の候補者を推薦しようとする使用者団体

ア 使用者委員候補者推薦書（別記第 1 号様式）

イ 履歴書（別記第 2 号様式）

(2) 労働者委員の候補者を推薦しようとする労働組合

ア 労働者委員候補者推薦書（別記第 3 号様式）

イ 履歴書（別記第 2 号様式）

ウ 労働組合法施行令第 21 条第 3 項に規定する都道府県労働委員会の証明書（鹿児島県労働委員会の証明書発行には 10 日間程度の期間を要する。）

6 推薦書類の受付期間

令和 2 年 4 月 15 日（水）から同年 5 月 15 日（金）まで（県の休日を除く。）とし、受付時間はそれぞれの日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとする。

なお、送付の方法により提出する場合は、令和 2 年 5 月 15 日の消印のあるものまで受け付ける。

別記

第 1 号様式

使用者委員候補者推薦書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地  
使用者団体名  
代表者氏名

印

第47期鹿児島県労働委員会使用者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属会社（事業場）名及びその者の地位	略 歴

第 2 号様式

## 履 歴 書

ふりがな 氏 名			生年月日	昭・平 年 月 日 ( 歳)
現 住 所			郵便番号	
			電話番号	
学 歴	年	月		
職 歴				
団体 (組合) 役 員 歴				
賞 罰				

第 3 号様式

労働者委員候補者推薦書

令和 年 月 日

鹿児島県知事 殿

所在地  
労働組合名  
代表者氏名 印

第47期鹿児島県労働委員会労働者委員の候補者として次の者を推薦します。

氏 名	年齢	所属労働組合名 及びその者の地位	所属職場及び その者の地位	略 歴

## 公安委員会告示

## 鹿児島県公安委員会告示第43号

風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第20条第4項の規定により申請のあった次の遊技機は、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和60年国家公安委員会規則第4号）第6条の遊技機の型式に関する技術上の規格に適合していると認めた。

令和 2 年 4 月 14 日

鹿児島県公安委員会委員長 鑓野孝清

遊技機の種類	型式名	製造者の氏名又は名称	検定番号
ぱちんこ遊技機	P 乗物娘M-K 1	株式会社ニューギン	9P1386
ぱちんこ遊技機	P ビビッドレッド・オペレーションM3-K1	株式会社ニューギン	0P0089
ぱちんこ遊技機	P モモキュンソードMC	株式会社ソフィア	0P0190
ぱちんこ遊技機	P ぱちんこ仮面ライダー轟音M6	株式会社オッキー.	0P0174
回胴式遊技機	S パチスロ七つの大罪 XS	タイヨーエレック株式会社	0S0088